第６章　地震災害復旧

第１節　復旧・復興体制の整備

一般災害対策計画編　第４章第１節「復旧・復興体制の整備」を準用する。

第２節　公共施設災害復旧事業

一般災害対策計画編　第４章第２節「公共施設災害復旧事業」を準用する。

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

一般災害対策計画編　第４章第３節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」を準用する。

第４節　被災者の生活確保

１　方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

２　実施責任者

町	総務部、住民部、福祉保健部、産業環境部、建設部、教育部、保育部
県	各部局、教育委員会

３　生活相談

一般災害対策計画編　第４章第４節「３　生活相談」を準用する。

４　被災者への生活再建等の支援

一般災害対策計画編　第４章第４節「４　被災者への生活再建等の支援」を準用する。

５　租税の徴収猶予及び減免

一般災害対策計画編　第４章第４節「７　租税の徴収猶予及び減免」を準用する。

６　障がい者及び児童に係る対策

（１）障がい者に係る対策

避難所や在宅における要配慮者対策等に加え、障がい者に配慮した対策を実施する。

（２）児童に係る対策

ア　避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

イ　保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、町は保育所に入所させ保育するものとする。

７　応急仮設住宅の建設

自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法

に基づき、応急仮設住宅を建設するものとする。

８　被災建築物の応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、町民の安全の確保を図るため、建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

９　被災宅地の危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全確保を図るため、危険度の判定・表示等を実施する。

10　住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

（１）住宅の応急修理

自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行う。

（２）住宅の障害物除去

自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、障害物の除去を行う。

11　生活必需物資、復旧資材等の供給確保

一般災害対策計画編　第４章第４節「８　生活必需物資、復旧資材等の供給確保」を準用する。

12　生活必需物資、復旧資材等の供給確保

一般災害対策計画編　第４章第４節「９　被災者生活の再建支援」を準用する。

第５節　被災中小企業の振興

一般災害対策計画編　第４章第５節「被災中小企業の振興」を準用する。

第６節　農林漁業関係者への融資

一般災害対策計画編　第４章第６節「農林漁業関係者への融資」を準用する。